

第三十二回 参議院内閣委員会會議録第二号

昭和三十三年十二月十五日(月曜日)午前
十時三十一分開会

委員の異動

十二月十二日委員近藤信一君及び藤田
進君辞任につき、その補欠として吉田
法晴君及び横川正市君を議長において
指名した。

本日委員佐藤清一郎君、西川弥平治君、
苦米地義三君、木村篤太郎君、松本治
一郎君及び吉田法晴君辞任につき、そ
の補欠として西田信一君、山本利寿君、
大谷實雄君、上林忠次君、北村暢君及
び大河原一太君を議長において指名し
た。

出席者は左の通り。

委員長 永岡 光治君
理事 松岡 平市君
千葉 信君
矢嶋 三義君
竹下 豊次君

委員 大谷 實雄君
上林 忠次君
西田 信一君
堀本 謙三君
増原 恵吉君
松村 秀逸君
山本 利寿君
大河原一太君
北村 暢君
横川 正市君
八木 幸吉君
永野 護君

国務大臣
運輸大臣

国務大臣 三木 武夫君
政府委員 内閣官房長官 赤城 宗徳君
人事院事務総 瀧本 忠男君
局長 松野 頼三君
総理府総務長 佐藤 朝生君
官房公務員制 増子 正宏君
度調査室長 石井 桂君
科学技術 政務次官 内藤 馨三郎君
文部省初等中 文部省大学 学術局長 緒方 信一君

常任委員 杉田正三郎君
参事 土屋 政三君
第二課長 法制局側 法制局長 齋藤 朗郎君
説明員 防衛庁人事 山本壯一郎君
局調査官

本日の会議に付した案件
○一般職の職員の給与に関する法律等
の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)
○理事の辞任及び補欠互選
○公共企業体職員等共済組合法の一部
を改正する法律案(内閣提出)
○憲法調査会法の一部を改正する法律
案(内閣送付、予備審査)
○科学技術会議設置法案(内閣送付、予
備審査)

○国家公務員に対する寒冷地手当、石
炭手当及び薪炭手当の支給に関する
法律の一部を改正する法律案(千葉
信君外六名発議)
○国の防衛に関する調査の件
(防衛庁関係予算に関する件)
○委員長(永岡光治君) これより内閣
委員会を開会いたします。

委員の異動がございました。去る十
二日、近藤信一君及び藤田進君が辞任
され、その後任として吉田法晴君及び
横川正市君がそれぞれ委員に選任され
ました。
以上御報告いたします。

○委員長(永岡光治君) それではこれ
より議事に入ります。
まず、一昨十三日衆議院から送付さ
れました一般職の職員の給与に関する
法律等の一部を改正する法律案を議題
といたします。

まず提案理由の説明を求めます。
○政府委員(松野頼三君) ただいま議
題となりました一般職の職員の給与に
関する法律等の一部を改正する法律案
につきまして、その提案理由並びに内
容の概略を御説明申し上げます。
国家公務員の給与に關し本年七月十
六日付をもって人事院から勧告があり
ましたので、その内容等につき検討い
たしました結果、十二月に支給する期
末手当に關する部分につきましては、
この際、これを実施することが適当であ
るとの結論に達した次第であります。
以上の理由により、一般職の職員の
給与に關する法律の一部を改正し、国

家公務員に對し十二月十五日に支給す
る期末手当の額を〇・一月分増額する
ことにいたしました。

また、期末手当の増額に伴いまし
て、自衛官に對する航空手当等の額を
増額する必要がありますので、防衛庁
職員給与法の一部を改正し、航空手当
等の額の俸給日額に對する割合の最高
限度を期末手当の増額分だけ引き上げ
ることにいたしました。

なお、この改正法律案により、期末
手当の増額されることとなる部分の本
年十二月における支給につきましては
は、従前の例にならぬ、各庁の長が既
定人件費の節約等によりまかなない得
る範囲内で定める割合により支給するこ
とにいたしました。

以上が、この法律案を提案する理由
並びに内容の概略であります。
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御賛成下さいますようお願い申し上げ
ます。

○委員長(永岡光治君) それではこれ
より本案の質疑に入ります。御質疑の
おありの方は、順次御発言をお願いす
る。ただいま出席されております
のは、松野総理府総務長官、佐藤総理
府総務副長官、増子公務員制度調査室
長、瀧本人事院給与局長であります。

○八木幸吉君 議事進行で……。ただ
いま議題になりました一般職の職員の
給与に關する法律等の一部を改正する
法律案、これの衆議院の審議経過を見
てみますと、衆議院の正副議長の選挙、
また議席の指定等が本会議で行われま

す前に、衆議院内閣委員会では本案が審
議され可決された、こゝより順序に
なっておりますが、議員の
議席の指定がある前に常任委員会を開
いて、かような法案を審議し、かつこ
れを可決したというふうな前例がある
かないか、また、かような例は従来の
慣例に違反しておるのではないかと、妥
当であるのかどうかといったような意
味合いを、参議院の法制局の当局から
一応見解を私は承わっておきたいと思
うのであります。というのは、旧憲法
時代は、御承知のように各部属議員の
決定がきまるまでは、院の成立がな
かつたという規定になつておつたよう
でありましたが、新憲法ではさうなこ
とがありませんが、議席の指定がな
い前にかように委員会を開いてやると
いうことはきわめて異例である、こゝ
思いますので、このやり方に対する法
制局の見解並びに今後かようなことを
先例とすることは望ましくあるかない
かというふうな点についてのことを、
一応議事の審議に入る前に承わつてお
きたい、かように存じております。

○委員長(永岡光治君) 速記をとめ
て。

○委員長(永岡光治君) 速記を始め
て。

ただいまの八木君の質問につきまし
ては、後刻関係の方より答弁を求め
ることにいたしました。質疑を続行いた
します。質疑のおありの方は、順次御
発言をお願いします。

さいませんので、毎年府県の財政は、
 こういふ一つの問題を含んでおります
 が、今回も出せないところは、短期融
 資という方向で、ただいま検討して
 おります。

○矢嶋三義君 国家公務員に対して、
 この法律は成立して○一がプラスま
 されるのに従つて、地方公務員は、こ
 れに準じて、その自治体が富裕団体であ
 るが、困窮の自治団体であらうが、
 地方公務員もすべて国家公務員と同じ

ように。一がプラスされると、さように政府としても、自治体を指導し、また短期融資を含むわけですが、適切な処置をとる、かように了承してよろしくごいますね。

○政府委員(松野頼三君) 地方団体ですから、私のほうから、一律にこれを上げるとか、どうしろという意味はございせんが、一応過去の慣例で見ますと、国家公務員に準じておやりになると、国家公務員に準じておやりになると、私のほうから、一律に地方公務員も一上げろ、こういう趣旨のものでございせん。従つて一、一国家公務員が上げるといふと、過去の慣例によりまして、地方公務員はこれにならわれるので、ならわれた県については、特に財源のないところは、短期融資もいたしますという、二義的な意味で、今回の問題を処理いたしたいと思ひます。

○矢嶋三義君 なかなか微妙な表現をされておりますが、率直に申しますと、今までの慣例から言つても、国家公務員に準じて、地方自治体がならわれることを期待もし、そういう必然性を持つておる、こういう従来の政府の方針にはお変りないものと思ひます、念のために伺ひます。

○政府委員(松野頼三君) 矢嶋さんのおっしゃる通りに、非常に言葉がややふやでございしますが、ただ立场上申し上げておるので、大体において、地方も過去においては、こういう例がございせん。しかし、あるいは地方団体に置きましては、特別の問題があつた点も、なきにしもあらずでございしますので、そういうところは取り扱われ

るか。例外はあるかもしれませんが、大体において地方公務員もおならひになるだろう、そのときの予算措置はこゝういたします、こういう意味であります。

○矢嶋三義君 期末手当の増額に伴つて、自衛官の航空手当その他を引き上げられるということなんですが、この内容は、どうも理解いたしかねますが、どういふ内容のものか、わかるように一つ御説明いたしたいと思ひます。

○政府委員(松野頼三君) 調査室長から答弁させます。

○政府委員(増子正宏君) 自衛官の航空手当等につきましては、御承知のようにその算出の基礎の中に、期末手当に該当する分を従来計算に入れておりました。従ひまして、一般職の職員につきましては、期末手当が増額になります。場合によっては、その均衡上、この航空手当等につきましても、その最高限を引き上げることが前回の例にもございまして、防衛庁としましては、この点ぜひ今一回もそのように措置をいたしまして、一般職の期末手当との均衡をとりたいとお考えになつたわけでございます。私どもとしましては、その点は従来の例からいひまして、そうすべきであらうというふうに考えたわけでございます。

○矢嶋三義君 変な質問にならうかと思ひますが、ちよつとわからぬから聞くのですが、自衛官に期末手当はないのですか。

○政府委員(増子正宏君) 自衛官の給与の体系は、御承知のように一般職と非常に違つておるわけでございます。従前航空手当等は期末、勤勉手当の基礎になつておつたのでございしますが、

昨年の四月以来これを改正いたしました、いわゆる本俸に該当いたしますものに対する期末、勤勉手当というものは、おなじしして、その分だけで航空手当等の日額を増額するという措置をとつたのでございします。従ひまして、俸給に該当いたします期末、勤勉手当は別にあるわけでございますが、それから全然分離されました航空手当等につきましては、航空手当の中で期末手当に該当するものを計算いたしました。それから、それを含めたものを航空手当の最高額というふうにいたしたのでございします。

○矢嶋三義君 私、不勉強で、何かびんと来ないのですが、航空手当、乗組手当と期末手当との関連というのが、びんと来ないわけなんです。具体的に伺ひますが、航空自衛官ですね、こういう、落下傘に乗りたり、あるいは飛行機に乗りたりする自衛官、この人は期末手当も一上る。さらに、それと関連づけて手当をきめておる航空手当、乗組手当も上る、二重に上るといふことになるのですか。それとも、航空自衛官に限つて、期末手当はないというふうになつておるのですか。

○政府委員(増子正宏君) 期末手当は、この航空手当の基礎になつたもの以外の分につきましては、別にあるわけでございます。航空手当そのものにつきましては、これはいわゆる俸給の基礎から別に離しまして作つたもので、それから、航空手当について、期末手当をそこで計算いたしませんと、航空手当としてもらえる分についてだけ、一般の職員よりも期末手当が減つてしまふということになるわけでございます。従ひまして、俸給の基礎として計算さ

れておるものにつきましては、普通の一般の率によつて期末手当が出る。それから航空手当そのものは、俸給の基礎から分離しましたので、その分について、やはり期末手当を計算しませんが、全体として期末手当の額が減つてしまふということになるわけでございます。従ひまして、期末手当は、別に期末手当として、ございしますけれども、その基礎になつていない航空手当につきまして、別に期末手当相当分をそこで加える、こういうことでございます。

○横川正市君 この航空手当の算出基礎になつておる要素というものは、何と、何と、何ですか。

○政府委員(増子正宏君) 期末手当の算出基礎につきましては詳細は、防衛庁当局から御説明いただいた方がおわかりよいかと存じますが、簡単に申し上げますと、航空手当は、先ほど申し上げましたように、一般のいわゆる本俸あるいは俸給といわれておりますものと別に、航空機に乗りつた場合の特殊勤務手当といふふうな、そういうふうな考えから特に設けられた手当でございます。この算出の基礎等につきましては、防衛庁当局から詳しく御説明を申し上げるようになつたと思ひます。

○横川正市君 まあその算出基礎は、私はこれは航空手当といふのは航空自衛官がひとしくもらうのではなくて、自衛官の給与、手当その他に対して、プラス搭乗時間ですか、搭乗時間等に比例してプラスされていくもので、その比例された手当の算出根拠は、航空自衛官の本俸、手当、家族手当、そ

の他のもののパーセンテージで現わされてくるものというふうに、本来ならば計算方式というものは定められておなければならぬ問題だと思ひます。そこで、ここで相当分を航空手当の日額に組み入れるというところは、實際上、算出根拠からすると、こういう組み入れ方式というのはいふまでもなく、どういふやうなものであろうか。ただ時間数の、一時間単位の割合を上昇して全体の金額を計算するということならば、これはまあ手当の算出方式としてはとれると思ひますが、日額に全然この根拠のない計算方式をとつてしまふというふうにならないかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(増子正宏君) 一番最初に申し上げましたように、昨年改正いたしましたものでは、期末手当を計算いたしました場合に航空手当も基礎にいたしまして、それに対して期末手当といふものを計算いたしたわけでございます。期末手当、たとえば期末勤勉を合せまして二・四カ月というふうな場合に、その一カ月の給与といふ中に航空手当といふものも入れまして、航空手当の加わつたものを基礎にしまして期末、勤勉手当を算出したのでございします。昨年四月以来、この場合に航空手当を基礎からはずすということにいたしましたのでございします。つまり期末、勤勉手当を算出したします基礎には、航空手当を除いて計算するということになりました。従ひまして航空手当の分だけは期末手当がございしますと減るわけでございます。そこで減ると不均衡になるというので、航空手当につきましても、期末手当相当分を別に支給するということになるわけ

でございますので、別に支給というところを手続上せずに、計算上そのものを含めた航空手当を算出する、こういうことにいたしましたわけでございます。

○横川正市君 今の増子さんの説明が正しいのであつて、期末、勤勉手当の計算方式から航空手当を抜いたというのは、僕はその算出根拠は全然違うからこれは抜いたのだと思うのです。ですから、この法律で今度はその支給するといふふうになるならば、これは航空手当は別個にして、そして計算方式といふものに適當な基礎といふものを設けて、そしてそれをかけて増額していくとか、あるいは適當なものに修正するといふのが私は正しいんじゃないかと思うのです。この際一緒にこれをこの割合から同一割合をかけて修正するといふことは、非常に機械的であつて、しかもこの前のときに修正をした趣旨といふものを全然これは没却しておるのではないか。私は全然こういう格好での修正は、手続上おかしいと思うのですが、どうですか。

○政府委員(増子正宏君) 防衛庁当局が見えましたから、防衛庁当局からお答え申し上げます。

○千葉信君 松野さんにお尋ねします。公務員の給与の關係、一般職の職員とか特別職の職員とか、こういう給与の關係について総理府の方で一括して態度をきめ、方針をきめるということになつてゐると思う。その場合に、自衛隊の方の給与の關係は総理府の方ではわからないという格好で、他の方から答弁してもらわなければ、委員会の審議に應じられないという格好はちよつとおかしきありませんか。

○政府委員(松野三三君) 当然提案を

いたしておりますから、私の方で答弁すべきが当然でございます。増子君もひろく私の方のスタッフですから、答弁いたすべきであります。たまたま非常に技術的であつたし、あるいは沿革とか、あるいは特に防衛庁におきましてはいろいろ各種各々が變つておりますので、その点について技術的に答弁を願ひたい。正確に申しまして、全体は私の方で取りまといひたいとしたが、技術的に各部の希望を入れてやつたものでございまして、その根拠がどうであるか、あるいは各部においてどうであるかという点は、多少、私も提案と言つたらおかしいのですが、各部の希望、意見で作つたもので、私は防衛庁の意見を妥協であると思つておりますが、なお御疑問があらまうならば、その一番の提案者からお聞きいただく方がいかかと思ひます。もちろん、私も私の方で答へるべき部分は、全部私の方で責任を持つてお答えしたいと思ひます。補足的説明は、防衛庁は防衛庁でやらしていただければ、一番明確じゃないかと思ひます。

○千葉信君 技術的な面については、私はあまり追及する意思は持つておりません。今、増子君の答弁を聞いておると、去年までは期末手当の算定の基礎として航空手当があつたが、今回はそれがはずれると、こういう御答弁でしたが、今回はそれの措置はこの法律の提案で、どこから出ているのですか。

○政府委員(増子正宏君) 今回はそれといふふうには申し上げたものではございませんでして、昭和三十三年の三月までは航空手当等の俸給に対する割合

を五〇%といたしておりました。昭和三十三年の四月の給与改訂を機会といたしまして、従来の方式を改めたわけでございます。従ひまして、給与改訂の際から、先ほど申し上げましたようなやり方になつてゐます。その基礎が變つて参つておりました。昨年の期末手当の増額を行いました場合にも、先ほどから申し上げましたような事情によりまして、航空手当等の最高限の改訂をいたしておるわけでございます。で、今回はその最高限の改訂と同じような方式による改正案を案は御審議をお願いしておるわけでございます。今回あらためて變つたということではないわけでございます。

○千葉信君 期末手当の算定基礎といふのは、これはつきり限界がきまつてゐるんでしう。何と何を基礎にするかはつきりきまつてゐるんでしう。そうすれば、それ以外の、航空手当の關係が期末手当の算定の基礎にどういふふうに影響したかしないかという答弁自体がおかしい、別個のもんですから。本来その航空手当の關係は正直に言つと、これは政府側の答弁みたいな格好になります。正直に言つと、飛行機がどんどん落ちて航空自衛官がなかなか乗れたがらない。だから、乗せなために、いわば手当を出さなければならぬといふ、こういう格好が本音でしう。そうじゃないですか。正直に言わないから話が混乱するんです。そうじゃないですか。(矢嶋三義君「そうじゃないよ」と述べ)

○政府委員(松野三三君) 私の方で、そうであるか、そうでないかといふことは、私の方の審議には入つておりま

せんので、提案をいたしましたのは防衛庁でありますから、そうであるかないかは、一つ防衛庁の方にお尋ねいただきたい。私の方は俸給金額においてこれらもぜい入れることが妥協であるといふ防衛庁の意見に従つて、それなら本年も入れよう。昨年もこの例は多少變つておりますから、本年急に減るといふことはこれはよくないといふ考えで私の方で入れた。そうであるかないかは、私の方よりも防衛庁の方にお尋ね願ひたい。

○説明員(山本壯一郎君) 出席が大へんおくれまして、御迷惑かけて申しわけでございます。ただいま御質問がございました。航空手当等を従来期末、勤勉手当の基礎にいたしておりましたのを、なぜやめたか、こういう御質問でございます。航空手当、乗組手当、それから落下傘隊員手当、この三つの手当は、ほかの特殊勤務手当とは違ひまして、非常に俸給的な性格が強いものであります。つまり特殊勤務手当といふより、理想を申し上げますれば、そういう各種乗組員につきましては特別俸給表を作つまして、そういう俸給表の適用があつた方がいんじやないかという考え方が、当初あつたわけでございます。それもなかなか大へんだといふので、一種の手当の格好をとつておりますが、この手当はほかの手当と違ひまして、期末手当、勤勉手当の基礎にもする、つまり俸給に準ずるような扱いの手当とするといふことをやつて参つたのでございます。ところが、こういうふうな期末手当、勤勉手当の基礎にいたしますと、たとえばまたまた六月十五日なり十二月の十五日に在職する者にのみこの期末手当、勤勉手

当といふものが出るわけでございます。過去ずっと飛行機に乗つておりました、たまたま五月の十日ごろに飛行機に乗らなくなつた、あるいは船などは非常にその例が多いわけでございます。過去数ヶ月間ずっと乗組をやつておりました、人事の都合で五月初めに人事の交流をやる、船から降りるといふことになつて参つと、従来参つておりました実績が期末手当、勤勉手当の基礎にはね返らないといふふうな非常に不合理な扱いになる。で、まあそういうことは非常にかわいそうだといふので、わざわざ六月十五日と十二月十五日まで人事の異動を待たふうな例もあるでございます。これは人事の方がありまして、先ほど増子室長の御答弁がございましたように、昨年の春給与改訂がございましたときに、これらの手当につきましても、期末手当、勤勉手当の基礎にはしない。ただし、従来最高五割といふことで押えておりましたこれらの手当を、たまたま当期、期末、勤勉の年額が二・四カ月、ちよつと年間の二割でございます。二割増額いたしましたして六割といふことになりました。月々それらは増額してもらふといふ考え方に改訂いたしましたわけでございます。従ひまして、そういうふうには改訂いたしましたので、その後期末手当が上りますたびに、その割合ずつ航空手当等を増額しておる次第でございます。今回も期末手当の上りまして分だけ、航空手当等の率を若干引き上げさせていただきます。こういう趣旨でございます。この点一つ御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(松野三三君) 松野さんにお尋ねします。公務員の給与の關係、一般職の職員とか特別職の職員とか、こういう給与の關係について総理府の方で一括して態度をきめ、方針をきめるということになつてゐると思う。その場合に、自衛隊の方の給与の關係は総理府の方ではわからないという格好で、他の方から答弁してもらわなければ、委員会の審議に應じられないという格好はちよつとおかしきありませんか。

○政府委員(松野三三君) 当然提案を

○横川正市君　そうすると、これは先ほど私が言ったように、搭乗している時間数についての手当については、特別に別途手当を出しているのですか。

○説明員(山本壯一郎君)　その特殊勤務手当といまして、搭乗何時間につきまして幾ら出すというふうな手当は別にあるわけでございます。これはテスト・パイロットの手当でございますとか、常時航空機に乗り組んでおる者につきましては、この航空手当二本でいつておりますが、これはそういう搭乗配置にありますが、原則として、たまたま天候の加減が悪いと、あるいは航空機の整備ができないというふうな事情で、かりに乗りない場合がございまして、搭乗配置にある者は必ず航空手当をもらう、こういうふうになっております。

○横川正市君　これはやっぱり相当給与上の便法で、まあ理屈からいえば、非常に一般職の者とは違つた方法をとられておるといふふうに印象され、実際そうだと思うのです。ことに、初めてこういうものを見たときには、ちよつと奇異に感ずることは、私は当然だろつと思ふ。私は今回非常に法案それ自体が急いでおりますから、これ以上問題の究明をしてこれをたまたまということはいたしません。やはり防衛庁自体で、もつと第三者にもわかるような、合理的な俸給の支給ができるような正を私は行ふべきだと思ふのですが、そういうことでこれ以上は問題については触れないことにいたします。

○委員長(永岡光治君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君)　速記を始め

○矢嶋三義君　ただいまの問題ですが、政府の給与担当の責任者である松野総務長官に何うのですが、この航空手当、乗組手当及び落下傘隊員手当といふのは、これは大事な手当だと思ふ。これらの本質論はきょうはやりません。ただ期末手当の引き上げと関連して、こういう形で出てくるような給与体系のあり方ですね。これは私は是正せねばならぬのじゃないかと思ふのですが、人事官もおいでになつておるので、人事官の見解も聞きたいと思ふのですが、それ以前に私は長官の御意見を承りたいのですがね。これは根本的に算出の仕方、体系といふものを改むべきだと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(松野頼三君)　実は、この防衛庁の給与に關しましては、一番問題が多いと申しますか、非常に多種多様にわたつておりますので、ある程度この問題は常に議論があるところで、新しい勤務につけばつくほど、その問題は毎年議論が出て、どの俸給表に当てはめるのがいかと、既存の俸給表に当てはめることに実は苦勞するやうな勤務状況もございまして。それから、これは恒久的にござうと決定いたしましたけれども、いろいろな任務が變つて参りますと、次々にこれに追いつけるかどうかという問題もございまして。ことに、こういう勤務のものは、昔はいろいろの航空勤務、あるいは陸海軍の俸給表でも、これは別段の勤務で苦勞される飛行機とか、落下傘とか、あるいはいろいろな訓練といふものがございまして、さてこれ一本にきめる

といつても、今日は妥当かもしれないが、次の段階にこれがいいかどうかという議論もあります。しかし、一応航空手当といふものは、今、説明にあらましましたように、航空機乗員といふのが常時きまつておるのです。これに対する一応の手当といふ意味で、ある意味におきましては、これは俸給に準ずるものだ。飛ぼうが飛ぶまいが、航空機乗員ときまつておるものはこの手当をもらう。これを支給するし、その任務につく。こういうものでこれは時間数にも該當いたします。防衛庁の問題はこのほかにもいろいろありましよう。まだ相当海上の問題も残つておるましよう。ある程度は正いたしたいと思ひますが、断定的にはいろいろな議論が残るところで、従つて、この問題も検討いたします。直ちにこれが私はいいのだと結論は出ておりませんが、今、今回はこれで通していただきたいと思ひます。

○千葉信君　この法律案は、私はこま切れになつて出てきておることに、非常に大きな不満を持っております。本来、人事院の勧告を尊重するといふ立場から言へば、十二月期における手当はまあ、同時に六月期における手当の増額についても、一緒に考慮すべきである。それからまた、初任給の關係についても、これは何らかの政府として態度を同時に出すべきだつたと思ふ。ところが、こま切れにして、しかもそのこま切れの実施の仕方は、予算も組まないで置いて既定予算の範囲内といふことになつてしまふ。今、矢嶋君の質問に対する答弁を聞いておりますと、まだ今後の六月期の手当の問題、初任給の引上げ等の問題について

は、これからの問題ということになつて、現在予算の折衝中であるという話ですが、私はそういうふうには、たとへば給与の問題等について財政当局の意向によつて左右されてしまふやうな結論の出方は、政府としてはとつてはいかぬと思ふ。現在の物価の状態、民間の賃金の状態と比べて、人事院の方からこれこれやるべきだといふ計数がはつきり勧告されておる。それに対する最終結論といふのを、私は政府の責任において明確にその問題を処理すべきであると思ふ。その場合にそれを所管しているのは、ただいまのところ総理府であるといふことになつておるわけです。総理府の方でそういう問題について明確なその態度をきめて、そしてそれによつて財政当局に予算を計上させるという義務を負ふべきである。いつでも問題が財政当局の意向に左右されるというやり方は、本来こういう問題に対してとるべき政府の態度じゃないと思ふ。従つて、私の一番心配することは、また予算折衝の結果、来年の六月の關係がとうとう不調にもし終れば、政府としては一体どうするかといふことが出てくると思ふ。やらないといふ場合も考えられる。もしくは既定予算の範囲内という格好にまたごまかすおそれがある。こういう点がこの法律案を審議する場合に當つての、今一番將來に向つて心配しなければならぬ点だと思ふ。そういう意味では私は総理府の方の今の予算の折衝の状況の見通しと、それから総理府としては、一体来年の六月期の期末手当の問題についてどういふ方針を立てて折衝しておるか。その点を明らかにして

○政府委員(松野頼三君)　今回出したのは、人事院の勧告の中で早急にその期末手当の分をさしあたり出すといふことで今回諮つたわけで、もちろん、これは一たん踏み切りました以上、来年の初任給及び来年の諸手当につきましても、この人事院の勧告を尊重するつもりでおります。もちろん、今回踏み切りましたことが、すなわち人事院勧告の第一歩を今回期末において実施いたします以上、次の初任給及び来年の期末といふものは、当然人事院勧告に沿つて政府はほんとうにこれはやるべきものだと思はれております。

○千葉信君　大蔵省との予算の折衝の状態は現在どうですか。

○政府委員(松野頼三君)　もちろん、私が申しました言葉の通り、大蔵省にもこの方法は、国、総理府でなしに大蔵省も含めたこれは政府に対する人事院の勧告であり、また、政府における共同の責任でありますので、総理府が責任を負うと同時に、大蔵省も同じく責任を負ふ問題であります。

○千葉信君　政府全体の問題といふのは、それはだれでも知つておることです。子供に対する答弁です。しかし、その行政事項項目ごとに、どこの省がどういふ問題をどうするかといふことが、ちゃんと内閣法なり国家行政組織法で明らかです。従つて責任は政府全体、決定は政府全体といふことであつても、その問題を所管している大臣なり担当者が、明確にその態度をきめるということがまず先決条件です。そこを政府が負わなければならぬ。従つてそういう立場から言つて、現在の段階における政府内部の折衝の中で、この

○矢嶋三義君 時間がないから次に伺います。それは、今度の改正で、期末手当と勤勉手当は合計して二・八〇、その中で勤勉手当が〇・七五で、期末が二・〇五、残りこうなっている。支給の実態から見ると、勤勉手当で〇・七五という項目は、極めて、期末手当一本という形にした方が、実際のところ、それがよろしいのじゃないか。その必要性を認めて、最近の人事院の勧告を見ても、一本の系統をずつと、経過的に見ますと、きょうはもう修正というわけにはいかぬ。次の機会に、二本建になつてゐるのを実情に即するようにするのが私はいと思ふ、一本にされたらいいと思ふのですが、長官の御所見いかがでしょう。

○政府委員(松野頼三君) 矢嶋委員の御指摘のように、勤勉手当というものが年商を通じて〇・七五、改正したとしてもどちらかといへば、一本にした方が計算上は簡素化されると私も考えます。ただ、御承知のごとく、勤勉手当そのものが、勤勉手当というがごとく、ある程度本人の勤勉によつてこれを差をつけるという意味の、いわゆる能力給的な、あるいは勤勉の状況に依する意味の趣旨が入つておると私は歴史的に考えておりますので、これをほとんど実態やつておらぬのじゃないか、といつて、やつておらぬかといつて、やつてゐるところもありますので、全然ゼロだとも言えませんので、またやはり病気で休んだ者、あるいは遅刻、欠勤の多い者をそのまま同様にやるということも、必ずしも妥当じゃありませんので、ある意味においては責任的にやれ、勤務の状況をまじめにやれという一つの奨励的な意味も全然ゼロだとは言えませんので、今日は残してあるわけでありまして、将来どうするか、将来、私もゼロにはしてもこれはできません、ある意味におきましては、これをふやせといふ意見さえもないこともございませぬ。今日は私この程度で、おつしやるように、意味が非常に少なくなつたことは事実であります。しかし、ゼロではありませんので、まだ今回はこの程度残しておくことが妥当ではなからうかと考へております。

○矢嶋三義君 この点については、長官と意見を異にしますが、討論でないですから他日に譲りますが、私の意見はきかれて現実的な実情に即するものだと思ひますので、御検討をいただきたいことを要望しておきます。

それから次に伺いたい点は、実は私は文部大臣の出席を求めたわけなんです。文部大臣は予算折衝で大蔵大臣と会つてゐるので出席できないと、このこと自体、私はけしからぬことだと思ひます。それで政務次官の御出席をというところで、政務次官の行方わからぬといふことで、これは本日この法律案を上げようといふことで立法府が審議しておるのに対して、行政府のそういう態度というところは妥当でない。これは委員長は耳に入れておいてもらいたいです。伺いたい点は、さつとも何つたのですが、国家公務員の場合は既定経費で何とかまかなう。地方公務員の場合にも、教育公務員を除いた地方公務員に對しては、例年支給する場合もそれ旅費とかいろいろな予算項目がありますので、しかし数も比較的少いので、教育公務員を除いた地方公務員は何とか扱いやすいのです。例年一番困るのは、地方公務員で比較的数字が多、しかも旅費など予算項目の少い、節約の幅がない教育公務員の場合非常に苦勞をするわけですね。実際は支給に苦勞をするわけですね。そのつど自治庁の指導を、いろいろによつて何とか切り抜けてくる。その切り抜け方が悪いために、それらがずつと蓄積して、そして財政不意の自治団体の赤字の原因に積み重なつてきておるといふことが、過去にある。それを例年繰り返してゐるわけですね。赤字再建団体なんかの財政内容を研究してみますと、それは多く給与が要素になつてゐるわけですね。従つてこのたび〇・一がこうなつてゐるわけですが、先ほど国家公務員、地方公務員を通じて〇・一は支給できるように考へてやる、そういう見通しだといふ御答弁をいただいているのですが、具体的に教育公務員である地方公務員は、はつきりその見通しが立つてゐるのか、その点文部大臣はどういう見解を持つて、どういふ努力をするのか確めたいと思ひます。冒頭に申し上げましたが、大臣も政務次官も御出席いただけません。従つてまことに不本意ですが、政府委員お見えになつておられますから、省内でどういふお話し合いがなされ、また、大臣は政府部内において関係大臣とどういふ交渉を持たれておるのか、見通し等経過の報告をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 公立学校教職員の期末手当の問題でございますが、期末手当の〇・一カ月分の増額に必要な経費は、義務教育諸学校で十一億二千万円、高等学校で二億七千万円でございます。このうち義務教育諸学校の分の二分の一すなわち五億六千万円につきましては、この法律が改正になりますれば、すみやかに概算交付をいたしたいと思ひております。残りの地方負担分につきましては、これは自治庁に話し合つておまして、他の公務員と差別のないように、必要な財源措置を申し入れておきますので、順調に参るものと思ひております。

○矢嶋三義君 あなたの説明をもつても、地方自治体の負担は約八億三千万、それとすると、自治庁との交渉を持たれておるといふことですが、さつきの総務長官の御答弁では、弱小団体については短期融資も考へようといふことですが、文部省としては、私は地方自治体の首長並びに都道府県教育委員会に国家公務員に對してこういう処置がとられたから、それに従つて支給できるように配慮をいただきたいといふ意味の通達等を私は出さるべきじゃないかと思つてゐるのです。でなければ、なかなか現実の問題としてはこなせないのです。その点どういふふうにお考へになつておるか、お答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) この法律が改正されますならば、至急御趣旨の線に沿ひまして、知事部局及び教育委員会の当局に国家公務員の例にならつて支給されるように要望したいと思ひております。

○矢嶋三義君 最後に一つ。

「松岡平市君 議事進行」と述べ、

○委員長(永岡光治君) これでやめますから。

○矢嶋三義君 もう一つ。それではこ

れで終りますから、人事院となたかお見えになつておりますか。

○委員長(永岡光治君) 給与局長来ております。

○矢嶋三義君 それではお許しいただいてもう一点だけ、この際伺つておかぬと伺ふ機会もないので、伺わしていただきたいと思ひます。それは、再開国会に給与法の改正が出ますので、それとも関連ありますから、御所見承つておきたいと思ひます。それは、短時間でございませうから、御容赦いただきたいのですが、それは、通勤手当なんです。これは去る国会において最高額六百円といふことで法律が制定されたわけですが、それで、私いろいろ調査してみたのですが、たとえば東京、大阪のような大都市は、交通機関の発達、それから都市の膨張、それから住宅の不足、これらの要素から、この交通機関を二種類、三種類使う人がかなり出てゐます。それで、国鉄一種類の交通機関を使うときは、相当の距離から通勤されても六百円というマキシマムでおさめる場合があるのです。が、国鉄と私鉄等二種類あるいは三種類使うようになると、非常に金額は大きくなつて参ります。それで、時間がありまから具体的に申しませんが、たとえば東京都の職員の場合は二種類の交通機関を使う者は約三六％、三種類の交通機関を使う人でも約九％であります。そして、そういう人で七、四百円以上支払つてゐる人は四〇・四％、千円以上の人は三〇・五％、こう出てゐるわけですね。従つて、あの法律を審議するときに二キロ未満は支給しない。マキシマム六百円とするといふ点については、いろいろ審議が行われ

る問題としてはどうもできませんの
で、あの程度というような標準的な答
申が出たと思いましたが、それにつ
いて政府もやったわけで、必ずしもあ
れが、支給の状況とか、支給の方法と
か考えてみますと、なかなか繁雑
で、非常にいい案だとも思いませんけ
れども、しかし、一応ああいうのが出
ましたので、実施いたしまして、今後
改正なり改善いたしたいと考えており
ます。

○委員長（永岡光治君） たいだい委員
の異動がございました。

木村篤太郎君が辞任され、上林忠次
君が委員に選任されました。

○委員長（永岡光治君）速記をとめて
下り。

〔速記中止〕

○委員長（永岡光治君） 速記をつけ
て。

他に御発言もなければ、これにて本案の質疑を終局することに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否

を明らかにしてお述べを願います。

○千葉信君 私は、日本社会党を代表して、本法律案に対して反対をいたします。

簡潔にその要旨を申し上げます。まず第一に、本法律案の要因となつてまいりました人事院の勧告にありましては、御承知のように、昨年度における民間給与の実態把握に出発したものであり、その勧告の末尾におきまして

實問も申し上げ御答弁をいただいた上で、本案の採決の決定をしなければならぬのが当然であると思います。しかしながら、はなはだ遺憾であります。前国会におきまして非常な混乱を重ねましたがために、われわれといいたしましてはその機会を失したのであります。十分に納得することができなものであります。

しかし一方、また考えますというところ、わずかの増額でありますけれども、

も、公務員の諸君の立場を想像いたしますという、やはりこの問題は、一日も早く解決していかねければならぬ

い問題である。かように考えております。なおまた、先ほどの松野長官の御答弁によりますというところ、ほか

の問題につきましても、人事院の勧告を尊重するという誠意を持つておられるようにうかがえます。ただ、その時

期が幾らかずれるということであらう
と私は理解いたします。そういう意味
におきまして、あとの問題をできるだ

け早く解決されるということに、政府が誠意をもつてお進みになるという希望をもちまして本案に賛成いたします。

す。

○委員長（永岡光治君） 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認め

て御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと

認めます。

速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を始めて下さい。

○八木幸吉君 議事進行について一言

発言をお許し願いたいと思います。先

○委員長(永岡光治君) それではこれより採決に入ります。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)全部を問題に供します。

○委員長(永岡光治君) 賛成者挙手(賛成者挙手) 多数と認めます。よって本案は多数をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する審査報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(永岡光治君) 速記を起し

これにて暫時休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時三十九分開会

○委員長(永岡光治君) 午前に引き続き、委員会を開会いたします。

まず、理事辞任の件についてお諮りいたします。本日、矢嶋君から、文書をもつて、都合により理事を辞任いたしました旨のお申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。つきましては、この際理事の補欠互

選を行いたいと存じますが、互選は、成規の手續を省略いたしまして、慣例によりその指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。指名いたします。(拍手)

○委員長(永岡光治君) 次に、現在本委員会に付託されております法律案四件について、これより順次提案理由の説明を聴取いたします。

まず、本院先議にかかる公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○国務大臣(永野護君) ただいま議題となりました公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきま

して、提案の理由並びにその概要を御説明申し上げます。

現行の公共企業体職員共済組合法は、昭和三十一年に制定されましたが、その後、健康保険法の一部を改正する法律が施行されましたので、それに伴

います改正とともに、本法自体の整備をも含めまして昭和三十三年に一部改正法案を提案いたしました。が、審議未了となりました。その後、国家公務員共済組合法が全部改正となりまして、

新しい国家公務員共済組合法が本年に至つて制定になりましたので、それと関連する条文の改正を必要とするに至りましたので、前国会に再びこれら

を含めた一部改正法案を提出いたしました。が、審議未了となりましたので、この法律案を再び提出するに至りました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、健康保険法の一部改正に伴う改正でありまして、その内容は、療養の給付についての一部負担の制度が改正されたこと、保険医療機関に対する罰則の規定が改正されたことなどに伴ひまして、所要の改正を行うものであります。このほか、不正受給者から費用を徴収できるとの規定も新たに加えることになっております。

第二は、国家公務員共済組合法の制定に伴う改正でありまして、これはすべて附則に規定されております。転出、復帰、転入組合員の長期給付に関する規定につきましても所要の改正のみであります。

第三は、短期給付関係の改正であります。その内容は、被扶養者の範囲及び組合員の資格喪失後における継続給付の受給資格要件につきましても、健康保険法の規定の例にならしてそれぞれ改正をいたすことになっております。

第四は、更新組合員についての長期給付関係の改正であります。その内容は、増加恩給を受ける権利を希望により消滅させてその者の恩給公務員期間を組合員期間に算入できるようにすること、共済組合の職員であつた期間を退職年金受給資格期間として算入すること、組合員期間に職員期間に準ずる国家公務員であつた期間で運営規則で定めるものを加えること等のための改正をいたすことになっております。

第五は、主務大臣が共済組合に対し

監督上必要な命令ができることにするとともに、役員等の法律違反に対する罰則規定を整備するための所要の改正をいたすことになっております。

なお、その他長期給付に関する規定等につきましても、現行法施行後における運営の状況等にかんがみまして所要の改正を行うこととしてしております。

以上が、この法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(永岡光治君) 以下二点予備審査でございますが、次に、憲法調査会法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○政府委員(赤城宗徳君) ただいま議題となりました憲法調査会法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

御承知の通り、憲法調査会は、昨年八月発足をいたしました。本年に入つて、その調査審議は広範な事項について細部にわたつて行われ、また、会議もひんぱんに開催されるに至り、今後ますますその回数が増加することが見込まれるのであります。

これに伴ひ、憲法調査会事務局における諸般の事務も増大してあります。このため、これらの事務を円滑に処理するため、現在局長のほか七人である事務局職員の定員を改め、新たに事務官五人を増員することとしたのであります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

これに必要な昭和三十三年度予算支出の御決定をいただいておりますことを申し添えます。何とぞよろしく御審議の上、すみやかに御賛同のほどをお願いいたします。

○委員長(永岡光治君) 次に、科学技術会議設置法案について説明を求めます。

○国務大臣(三木武夫君) ただいま議題となりました科学技術会議設置法案について御説明申し上げます。政府といたしましては、科学技術振興の国家的重要性を深く認識いたし、その振興のために諸般の施策を推進しているの

であります。従来、政府の施策が、総合性という面において、必ずしも十分でなかつたというふうに思ひをいたし、政府の施策に一そうの総合性を持たせるため、ここに科学技術会議設置法案を提案する次第であります。

以下科学技術会議設置法案について、その概略を御説明申し上げます。科学技術会議は、内閣総理大臣の諮問機関として総理府に置かれ、内閣総理大臣は、科学技術に関するきわめて重要な事項に關して関係行政機関の施策の総合調整を行う必要があるときには、その事項について、科学技術会議に諮問しなければならぬこととしております。この科学技術振興のため、第一に、科学技術一般に關する基本的かつ総合的な政策の樹立、第二に、科学技術に關する長期的かつ総合的な研究目標の設定、第三に、この研究目標を達成するために必要な研究のうち、特に重要なものの推進方策の基

本の策定、第四に、日本学術会議への

九

諮問及び日本学術会議の答申または勸告に関するものうち重要なもの、以上の四つの事項であります。

本会議は、このような事項につきまして、各行政機関の科学技術全般に関する施策の総合調整をはかることを目的として設置されるものでありまして、各機関の専管に属する事項のみを対象とした審議は行われぬものであり、また、大学の学問研究に関する文部省の所掌事務をも含めた総合的な調整を行うに際しましては、憲法により保障されたその自由は十分に尊重されるものであることは、言うまでもありません。

科学技術会議のこのような任務の重大性にかんがみ、その組織には、他の一般の諮問機関と違つた大きな特色を持たせているのであります。すなわち、第一に、議長は内閣総理大臣であり、第二に、その議員としては大蔵、文部、農林、及び経済企画庁、科学技術庁、両長官並びに日本学術会議会長が充てられるほか、関係閣僚大臣が必要に応じて議員として会議に参加できるとして設けられていること、第三に、関係及び日本学術会議会長以外から任命される議員の多い議員三人のうち二人は常勤とされていること、最後に、議員全体の数が少数に制限されていること、以上であります。これは、科学技術会議の設置の趣旨にかんがみ、その組織を強力にし、かつ、その活動を実効あるしめんとするためであります。従いまして、関係及び日本学術会議会長以外の議員の人数に当りましては、特に意を用いて、科学技術に關して最高の識見を有する者を選び、科学技術会議の公正な運営を期する所存であります。

以上はなほ簡単であります。科学技術会議設置法案につきまして御説明申し上げます。なお、御参考に申し上げますと、本法案につきましては、これに必要な昭和三十三年年度予算支出の御決定をいたしておきます。

科学技術振興の重要性に対する各位の深い御理解により、本法案が可決されることを心から希望いたします。本法案の慎重なる御審議をお願いする次第でございます。

○委員長(永岡光治君) 次に、本院議員発議にかかる国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案について、発議者から提案理由の説明を求めます。

○千葉信君 ただいま議題となりました国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当につきましては、一般の給与とは別個に昭和二十四年法律第二百号によつて定められておるのでありますが、同法施行以来最近に至るまでの間における実績等にかんがみまして、そのうち石炭手当、寒冷地手当につきましては、その支給額及び支給区分が現在の実情に沿わない点があるため、実情に沿つて同法の一部を改正する必要があるものと認めております。

すなわち、石炭手当は現在、北海道全道一率に世帯主である職員には三トンを、その他の職員には一トンを、それぞれ公定小売価格によつて換算した額

に相当する額以内で支給されているのであります。この支給区分は、冬期採暖に必要な石炭の量が、その地域の寒冷その他の気象の諸条件の強弱の度合に応じて差異があるという実情に沿わない点があり、また、その支給額については、一冬期間消費する暖房用燃料が最低三・五トン、最高五トンを必要とする実情から見まして、低きに過ぎるのみならず、近年、公社、現業官庁では、この種の手当に相当する増額いたしておられ、同じ土地に勤務いたしなから、一般の国家公務員は、公社、現業官庁の職員に比し、はなはだ不均衡な状態に置かれておられる実情であります。

次に、寒冷地手当についてであります。この寒冷地手当は、現在、一冬期を通じて本俸及び扶養手当の合計月額額の八〇%を最高として、最低一五%まで五段区分として支給されているのであります。寒冷地に勤務する職員が冬期六カ月に及ぶ寒冷積雪地の困難な生活の事情から起る被服、食料、住居、防寒、防雪等の対策を講ずるに必要を生計費の増加等の実情よりいたしまして、その額につき若干増額の必要が認められるのであります。

以上、申し述べましたような事由によりまして、この際、同法の規定の一部を改正し、石炭手当については、その支給地域の区分を甲地、乙地、丙地の三分と、それぞれ世帯主である職員には、四トン、三・五トン、三・一トン、その他の職員には一・三トン、一・一トン、一トンをそれぞれ時価によつて換算した額以内で支給できるようにするとともに、それぞれの地域を別表によつて指定いたしますことと

し、寒冷地手当につきましては、本俸及び扶養手当月額の合計額の一〇〇%を最高額として支給できるように改めまして、昭和三十四年度より施行したいと存する次第であります。

昭和二十四年法律第二百号が当時議員提案の形で提出されました経緯もありますので、この法律の施行以来、その実施に伴ひまして改正の必要を認められて参りました以上申し述べました諸点につきまして、今回同じく議員提案によつて同法の改正を行ひまして、その責めを果たしたいと存する次第でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(永岡光治君) それでは、以上各法案の自後の審査を後日に譲ります。

○委員長(永岡光治君) この際、矢嶋委員より、官房長官に對しまして、特に質問の通告がございますので、これを許します。

○矢嶋三義君 臨時国会の後半が御承知のような状態になり、従つて閉会中の審議調査もできなかった。第三十一国会が開かれましたので、約四日間空白を続けましたので、たださなければならぬ問題が山積いたしました。この機会が本日まででなかつたわけでありまして、本日は初日でございますので、時間の制限があるわけでありまして、そこで私は、緊急な、ぜひ今ただしておかなければならない二、三の点について要点をしほつてお伺いしたいと思ひますので、内閣を代表してお答え願ひたいと思ひます。

その第一点は、ただいま憲法調査会

法の一部改正法律案が提案されました。いずれこれを審議する場合に、さらに突っ込んでやります。緊急に伺いたい点は、憲法調査会の高柳会長がアメリカにおいてになつておられる。事務が錯綜してきたので事務官五人を増員する改正案が出されているわけですが、あの高柳調査団はいかなる目的を持って、いかうなる構成で、旅費並びに期間はいかうにして御出発になったのか、まずそれを伺ひます。

○政府委員(赤城宗徳君) 高柳調査団が目下アメリカに行つております。この調査団の調査の目的であります。これは日本国憲法制定の経過について、客観的な事実を明確にするということが一つであります。もう一つは、ヨーロッパ各国の方でも、あわせて各々の憲政の運用の実態を明らかにするといふ目的をもちまして調査団が派遣されておられるわけでありまして、その調査団の構成は憲法調査会の会長であります高柳賢三君、それから委員である稲葉修君、高田元三郎君の三名のほか、事務局から参事官大友一郎君が出張期間であります。これは十月十六日に出発いたしました。今月十二日の二十三日に帰る予定でございます。なお、経費等につきましては、既定予算に計上されておる中から、五百余万円を支出相なつております。

○矢嶋三義君 直ちに私は帰国命令を發していただきたい。と申しますことは、憲法制定の経過を調査に参つたと、その経過を調べることもけつこうでしようが、その経過いかんよりも、私は内容が問題だと思ひます。ところが、外電を聞いてみますと、非常に国民として

理解できない点がある。それはマツカーサー初め主要な人物から会見を拒否されている。拒否されて、誤解があるからというので手紙をやりとりしている。これは常識から考えられぬことである。出発する前は、大がき主要なる面会人に対しては、あらかじめ大使館等を通じて連絡をとって、御了承をいただいた上で、そうして出発されるのが通例となるべき手段です。ところが、そういう外交的手続も得ることなく、漫然とアメリカの大陸に渡って、民間団体ではありません。憲法調査会の会長として面会を申し入れて、その内容は無礼である、だから会見を拒否すると、再三にわたって拒否されて、いや、誤解があるから電話をかけるとか、手紙を出すとか、醜態のきわみだと思ふのだ。この責任については、いづれ本人並びに外務当局の態度をただしたいと思ふますが、こういう点について、手続上落度があつたか官房長官はお考えになりますかどうか。私は一日も早く帰国するように帰国命令を発すべきものだと思いますが、いかがでございますか。

○政府委員(赤城崇徳君) 先ほど申し上げましたように、調査団の目的が二つあつたわけでありまして、各国の憲法の運用の実態を明らかにするといふ第二に申し上げたことにつきましても、すでにイタリアとかユーゴスラビアとか、スイス、西ドイツ、フランス、イギリス、これらの各国においてそれぞれ関係者との会見をいたしまして、関係資料の収集等行なつてきております。

第一の憲法制定の経過について、アメリカの当時の関係者等との会見の間

題でございますが、今御指摘のあつたようなことにつきまして詳細の報告は受けておりませんが、断片的に報告を受けておりますところによりまします。お話しのような事情であります。ただ決して漫然と行つたわけではありませんが、調査の段取りをいたしまして、アメリカにおいて会見すること、必要をいたします関係者を選びまして、その会見の手配等につきまして、外務省の協力を得まして、あらかじめ在米日本大使館から国務省と打ち合せの上、今回の調査の概要を明らかにして、個人別に会見の申し込みをいたしておつたのであります。でありますので、マツカーサーとの会見は拒否されたように聞いております。憲法改正を目的としておるといふような誤解があつたのではないかと、いろいろうにわれわれは考へておりますけれども、この点もはつきりいたしておりませんが、誤解があつて会見をしていないようであります。しかし、そのほかマツカーサー以外の人々とは会つております。私どもの受けておる報告によりましますと、ヒュー・ボルトンとか、アルフレッド・ハッシーなどという人、十数名の者との会見は終つておるようであります。そういう事情で、マツカーサーとの会見はできておらぬようであります。その他の資料等によりまして、その他の人々との会見等によりまして、目的を相当、ある程度達しておるのだといふふうに考へておるものであります。

○矢嶋三義君 欧州方面の調査ができたのは、それはけっこうでしょう。そうしてアメリカにお渡りになつて、ともかくあゝいふ記事が報じられて、もう二週間以上経過しておる。何をアメリカでぶらぶらしておるのか。早急に帰国命令を出しなさい。そしてあの国としては、マツカーサーに会うことを一番大きな目的として行つたはずで、彼と会うことを、それほど大きな期待を持つて行つたわけではないのですか。一番大事なマツカーサー並びにホイットニーと十分な会見ができなかつたのは、大きな失敗です。これを事前に確かめずして行つて、そうしてあゝいふ放送が全国民に流れるということがある。本日、私はこれ以上この問題に触れませんが、その経緯を詳しく文書をもつて本院に報告書として一つ出していただきたいと思います。いづれ本人も帰つた上において、あらためてこの問題をやりたいたいと思ふます。その報告書を出していただきたいと思います。

○政府委員(赤城崇徳君) 報告を受けているのが全部ではありませんけれども、受けておる程度におきましては、提出いたしたいと、こう思ひます。

○矢嶋三義君 次に伺いたい点は、来年度の予算編成はこの十二月末までに内閣は原案を作り上げるといふ方針であるといふことを承わつていますが、間違ひありませんか。

○政府委員(赤城崇徳君) 今のお話しの通りに進めております。

○矢嶋三義君 従つて、私がぜひここで何わなくちやならぬ問題は、安保条約の改定の問題が先般来具体的問題になつてゐるわけですが、安保条約を改定すれば、防衛分担金は出さなくて済むようにする、これが先国会における参議院予算委員会における岸総理の答弁だつたわけですが、安保条約の改定

が行われれば、わが国の防衛分担金は取りやめになる、そういう見通しと方針で進んでゐる、こういう答弁がなされておるわけですが、ところが、年内に予算編成を終るとすれば、来年度の防衛分担金を幾らにきめるかという点は、きわめて私は予算編成の大きな要素になると思ふ。ところが、防衛分担金のアメリカとの交渉に當つて、御承知のごとく三十一、三十二年にきめられた一般方式、これ以外に昭和三十三年度は、御承知のごとく三十億圓減額になつたわけですね。そうして百八十六億圓になつてゐるわけですね。それでこの基礎額を百八十六億圓として、そうして一般方式を適用して防衛分担金をきめよう、こういう大蔵省の見解に対して、外務省としては、アメリカの意向もあるから、本年度三十億減額になつたのは、百八十六億に加えて、二百十六億を基本額としてきめなければならず、という意向で、政府内部の意見が一致してゐないといふことを承わつております。現実にはきょうの日報紙にそゝういふことが報道されてゐる。ことに朝日のごときは、相当詳しくこの経緯を報道してゐる。私は大きく分けて二つの問題があると思ふのです。岸総理の予算委員会の言明から、安保条約の改定すれば、防衛分担金はゼロになる、この関係はどうなるのか。かりに防衛分担金を来年度負担するとした場合に、この外務省と大蔵省の間で、一般方式を適用する基本金額に三十億圓の差が政府内部にはある。私はこれはゆゆしき事だと思ふ。そういうようなことで、一体その対米交渉なんかでもできるのかどうかといふことですね。そういう大きな予算編成の要素

を持ちながら、年度内に予算編成を完了したいといふことを承るに及んで、一体政府はどういう方針でおられるのか、これは非常に私には懸念されることですね。これは国民の負担にも関係することでありまして、明確にどういふ方針でいふのだといふことはつきりお答え願ひたいと思ふ。

○政府委員(赤城崇徳君) 安保条約が改正されるならば、防衛分担金は不用になる、支払わぬでもいいというようになつてゐるが、これは安全保障条約の改正の内容いかんによつて決定される問題だと思ひます。そこで、今安全保障条約等につきましては、なお交渉中でありまますので、分担金がなくなるといふことを今言ひ切る段階ではないと存じます。

第二の来年度予算に關係して、防衛分担金をどの程度にきめ、また三十三年度に限つて三十億を減額した、この点についてどういふ方針で進めておるか、こういう御質問かと思ひます。この点につきましては、詳細な内容は私存じておりません。存じておりませんが、この間外務大臣、大蔵大臣などが、この問題につきまして協議をいたして、アメリカ当局と交渉をいたしておるわけでありまますので、外務、大蔵両当局に意見の不一致があるといふことは考へられませんか。一致した基礎のもとにアメリカと交渉しておる、私はそう付ておる。

○矢嶋三義君 それでは、これから質問が二つ出て参ります。その一つは、この防衛分担金をいかに負担するかといふことが政府内部で方針がきまらず、外交折衝に移されてゐるというこ

を

○矢嶋三義君 それでは、いずれ突っ込んだことは機会を得て総理に伺いますが、総理の参議院予算委員会における答弁とあわせ考えるときに、次のように内閣の方針はあると承してよろしいか。それは、安保条約の改定交渉がまとまると、国会の批准を受けるか受けないか、それとは別個に、ともかく防衛分担金の金額の外交折衝をやっている。そこで、それがきまると予算案というものができ上り、その後安保条約の交渉がまとまると、その内容で、総理が参議院予算委員会でお答え

障条約の内容等につきまして、全般的の内容からいたしませんければ、防衛分担金の問題がどういうふうになるかということにつきまして、これは交渉中でありますから、今これが直ちになくなるんだということも申し上げられないと思います。そういう点でありますので、第二の二点のお尋ねに對しましては、安全保障条約につきましては、今アメリカ当局と交渉中でありまして、その見通しは、相当程度進んでからでないかと、せっかくの御質問であります。第二点につきまして

定するための外交折衝するに当つては、約四、五カ月前から現実問題になつております基礎額ですね。すなわち実際の防衛分担金百八十六億という数字を基礎にするのか、それとも本年度特別減額されました三十億を百八十六にプラスした二百十六という数字を基礎額にするのかということとは、きわめてこれは重要な問題だ。これについて私も大蔵、外務、さらに防衛庁の意見が一致してないということはどううす聞いております。本日の新聞に出ておりますが、ここに朝日を持つてき

は一致して交渉をやっておるものと私は思いますが、念のために伺います。

○政府委員（赤城宗徳君） 先ほど申し上げた通り、大蔵大臣と外務大臣と言いましたが、防衛庁長官も入っております。その三者で相談いたしました結果を、外務大臣から折衝しておるということでもあります。そういうことでありますので、折衝の中でその基礎額が二百十六億から百八十六億かということ、私がまだ承知しておりませんわけです、これは担当の大臣の方からお尋ねを願えばけっこうである、こう思います。

ういふ趣旨のことを本委員会で答弁されております。その後さらに各國はいろいろと研究がなされて、主力戦闘機とミサイルとの比率はいかにあるべきかというような点について非常に論ぜられて参りつあります。私も憲法九条を擁護して再軍備反対の立場をとつておるわけですが、かりに軍備を持つ場合においても、今の世界の科学兵器の現状からして、主力戦闘機とミサイルとは、どういふ比率で構成すべきかという点がいろいろ論ぜられ、最近ミサイル時代に入つて、ミサイルに

相当重点が移りつつあるような新しい情勢がこの九月ごろから急に起つておるようです。そこで、私はあらためて何うのでありますか、私もこの主力戦術機種の問題については、私もなりに研究をいたしております。さらに内定にからまる思わしからざる状況についても、調査追及をいたしておるところですが、来年度の予算編成並びに防衛計画の樹立に際しては、主力戦術機種種の決定というものは入らない、慎重に検討するために相当期間を要してやる内閣の方針には変りはない、かように了承していかどうか、その点を承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(赤城宗徳君) ただいまのお話のような状態でもありますが、国防会議議員の懇談会でも開きまして、予算との関係でどういふふうにするかというのを検討したい、こう考へておりますが、今の見通しをいたしましては、来年度当初予算に計上するといふことは、無理だと思ひますが、やるといふ見通しは私は持つております。お話しのように慎重に検討したい、こう考へております。

○矢嶋三義君 そこで伺いたいのですが、防衛庁関係の問題としては、主力戦術機種の問題がある。このいかにによつては、今立てておる防衛計画を変更しなければならぬといふことも聞いております。安保条約の改定といふことになりまして、防衛区域の問題等が論ぜられ、直ちにこれは防衛庁と非常に密接不可分の問題となるわけですが、さらに、安保条約の改定で内乱条項をどうするか。これもまた防衛庁の業務と非常に関係が深い。まあいわけは

防衛庁には当面重要な問題が山積してゐる状態だと思ふ。多額の国費を使つておられるわけですが、それだけに私どもは国民にかつて重大関心を払つて見守つてゐるわけですが、こういふときに、先般新聞並びにラジオを通じて、左藤防衛庁長官は、大阪府知事に立候補するといふことにかかわらずやめてもらふ、これが政府与党首脳の方針である、こういうことがいろいろの方々から放送されております。特に官房長官の意向として、私は九州であります、九州の新聞には四段から五段抜きで報道されました。防衛庁長官が大阪府知事選に出馬するといふことにかかわらずやめてもらふ、こういう報道がなされてゐるわけですが、私はこの点官房長官にどういふお考えか承わりたいと思ふ。立候補する、しないにかかわらずやめていただくといふことは、憲法六十八条の第二項の國務大臣の罷免権を内閣総理大臣が発動すると思ふだけに、私はあえてお伺ひするわけ、お答え願ひします。

○政府委員(赤城宗徳君) 左藤防衛庁長官は、総理に対して辞意を漏らしてゐるようには私も聞いております。しかし、これは今お話しのように総理大臣の一身に専属する権限といひますか、総理大臣が任命したり、あるいは辞表を受け取るということでありまして、私の方で云々すべき筋合ひではないのであります。このことにつきましても、はつきりしたことは私は総理からまだ聞いておりません。また、左藤防衛庁長官からもはつきりしたことは聞いておりません。

○矢嶋三義君 私はこの委員会があるいは予算委員会であつたに総理との関係を二、三度伺つたことがあります。あなたと総理の関係は、これは当然であります。これは何です、同心一体であるはずですか。私はあると思つてゐます。あなたもそういうことをかつてお答えになつてゐます。それでなければならぬ。この問題についてあなたがおられる場合に、総理の心中をはかること、あなたがおられること、あなたにあり得ない。少くとも国民には電波という発言をされたといふことが報ぜられてゐるわけですが、だから私何いたいの、左藤防衛庁長官がどうも防衛庁長官として適任でないから、ともかくわつていただこう、やめていただく、こういふ立場からあつた話が出たものか、それとも左藤長官が組閣の場合に、大阪府知事になるという条件のもとに防衛庁長官に就任されたわけであるから、約束通りにやめていただくか、それとも、その組閣当時の事情から、ともかく立候補する、しないにかかわらずやめていただくといふような話が出たものか、あるいはそれ以外にないわけですから、明解に一つお答えいただきたいと思ふ。

○政府委員(赤城宗徳君) 私は防衛庁長官を監督するといふ立場にあるものであります。適任であるとか、私の口から申し上げる筋合ひではあります。であります。だから、防衛庁長官として総理が任命した、今お話しのようなことは左藤防衛

○矢嶋三義君 私の聞いてゐる範囲では、左藤防衛庁長官はやめたくないといふことを、大阪の筋から私は聞いてゐる。その左藤長官の意を受けて、大阪の左藤氏が知事候補に立候補反対といふ大きな意思表示をされてゐる、かように私は承わつてゐるわけですが、何ですか、左藤長官本人が大阪の府知事に立候補の意思がないといふことになれば、防衛庁長官を引き続きお勤めになるといふことはおきまりになつてゐるんですか。そういふふうになつてゐるんです。防衛庁関係の法案の審議なりあるいは調査をしてよろしいのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(赤城宗徳君) その辺の事情は私よくわかりません。総理大臣のお考えがまだはつきり出ておりませんから、申し上げることができないといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 もうこれ以上私は追及しますまい。官房長官がね、総理大臣の指示を受けていないといふことはあり得ないと思ふ。しかし、私はこれ以上追及しないんですが、ただ問題は、われわれもそうですが、自民党の議員の諸君の中でも、そういうことを認めてゐる、国民の多くも思つてゐることは、左藤長官が入閣する場合の条件として、大阪の府知事選に立候補するんだ、大阪の府知事選に立候補するんだ、大阪の府知事選に立候補するんだ、それで左藤さんが立候補するんだ、それには一つ筋をつけないければならぬから防衛庁長官に任命すると、そ

○八木幸吉君 今の矢嶋委員の質問に關連して一言だけ私は官房長官に申し上げておきたいと思ひますが、どうも今回の左藤氏の問題についての自民党首脳部のやり方といふものは、非常に國務大臣の重責を、党利党略のために輕視してゐる。こういう印象を私は受

○矢嶋三義君 のかわりに必ず大阪府知事選挙には立候補するんだ、こういう暗々裏の了解のもとに入閣された、これが入閣の事情である。これは新聞記者諸君も言つてゐるんです。当時新聞にも報道されたんですが、これは野党である私のみならず、与党の懇意の議員諸君に承わつてもさうだといふことを、當時からお認めになつてゐる。われわれこれは由々しい問題だと思ふのです。日本の防衛問題、これだけ重大な問題があるときに、一都道府県の知事候補に筋をつけるために大臣に任命するといふようなことは、これは全くもてあそぶものであつて、任命権が総理大臣にあるとはいへ、私は重大なことだと思ふ。信用して大臣にしたのを、今ごろになつて寝返つてやめぬとはけしからぬ、それで大臣が立候補しようがすまいが、いずれにしてもやめさせるなにかという話が出る、こういう経緯だと、こゝ良識ある国民はとつてゐるんです。これは非常に私は重大な問題だと考へますので承わつたわけですが、いつ、そういう事情については総理に伺つてお答えいただけるでしょうか。その点だけ伺つてきよりのところ質疑を一応終りたいと思ひます。

○政府委員(赤城宗徳君) 総理には聞いてみますが、それは事実が現れたときでないとも申し上げられぬのじやないかと思ひます。

○八木幸吉君 今の矢嶋委員の質問に關連して一言だけ私は官房長官に申し上げておきたいと思ひますが、どうも今回の左藤氏の問題についての自民党首脳部のやり方といふものは、非常に國務大臣の重責を、党利党略のために輕視してゐる。こういう印象を私は受

けてゐるわけでありまして、私は大阪の近くに住んでゐるのですが、ことに知事の選挙のために防衛庁の長官をやめさせるといふ動きについて、非常な不快の念を感ずておられます。申すまでもなく、防衛庁長官は二十数万人の壮丁が国防の重責につく、その最高の地位におられるわけでありまして、この地位におられる者を軽率に党利党略のために動かすといふことは、その士氣に非常に影響すると憂へてゐるものであります。昭和二十九年の十二月以降今日に至るまで、防衛庁長官は八人更迭をしております。平均半年こそこの在職年限、こういうことで、とうてい長期の防衛計画といつたようなものは、私は立たないと思ふ。イギリスの国防に關する国会の審議におきまして、国防の掌に當る者の任期の短かいことが野党から指摘されてゐるような実情もあるわけでありまして、先のことは總理に直接何つて聞いてみなければわからぬ、こういうような今の官房長官の所説であります。少くとも國民は党利党略のために、防衛庁長官の職を軽く見てゐる、こういう印象を受けてゐるときでありますから、どうか總理の側近におられる官房長官として、もし左藤氏の問題が出れば、なるだけその職に不適であつて別でありまして、少くとも半年前に適任者として選ばれたのでありますから、知事の選挙のために防衛庁長官の職を軽々に動かさないといふだけの助言をされたい、こういうことを、私は強く要望したい、こういう私の意見に対する長官の心がまえをこの機会に承つておきたい。そして國民の憂へるところを払除するために御努力を願ひたい、こ

ういふ私の意見についての御意見を承りたいと思ひます。

【委員長退席、理事千葉信君着席】
○政府委員（赤城宗徳君） 防衛庁長官を短かい期間に更迭するといふようなことに對して、そういうことであつてはならないといふ原則的な御意見に對しては私も賛成であります。そのことにつきましては、總理にも申し上げたいと思ひます。今の具体的な当面している問題につきましては、なお總理の意向やらその他をお聞きしなければ申し上げることができません。

○八木幸吉君 もう一点、ことに新聞紙は左藤長官の後任には石原氏をもつて充てて。すでにこれは内定したといふようなことまで報じられてゐるありさまでありますから、かようなことで、すみずみの自衛隊の隊員の士氣に、非常に私は影響すると思ひます。で、この人事はそういうこともお考えになりまして十分慎重におやりを願ひたいといふことを重ねて要望いたします。私の質問を終わります。

○横川正市君 私はちよつと非常に長官の答弁に對して疑義をはさむのです。まず世論一般は、国会の審議の状況とか、それからまあ一般社会通念の起つてくる時象については、私は新聞を通じて一般國民といふものはこれは十分その内容を知るのであると思ひます。ところがその新聞で、長官ないしは總理の定例会見を行なつていろいろ意見を言ひ、それから新聞関係の質問にも答えて、その真意がいろいろの明らかになっている。そのことが國民のそれぞれに通じて國の政治の動きといふものがわかつてくるというのが、大体

私は今の一般社会の動きだろうと思ひます。そういう動きの中で、実は新聞の情報では、石原さんが内定したといふ報道がまず一つあります。それから少し時間的にこれをたぐつていきましたと、左藤さんの大阪知事に就任の問題をめぐつて、大野副總裁がわざわざ大阪まで出向いた左藤会を説得し、歸つてから新聞発表をいたしました。左藤会は反対だ、しかし時間をかければ何とかなりそうだといふ新聞の報道がある。この報道と石原さんの確定した期間といふものは、私は少くとも一般常識で考えられるような動きといふものは、内閣をめぐつて、あるいは知事選をめぐつて、事ここまかに新聞やラジオに報道されておつたと思ひます。その報道された逐一の問題について、ただいま矢嶋委員からあなたに質問をいたしましたところが、国会という場所に入りなす、そういう一般社会通念でそうなるであらう、そうだろうと思はれてゐることが一つも明らかにされないで、全然現在時においては、石原さんのきまつたこともまだ明らかにされておらない。もちろん左藤さんの進退については、そういう関係から明らかにされない。こういうことでは、これは私は時の流れに一般社会は二歩も三歩も先に歩いて行つて、国会の審議は、それに對して数歩おくれで審議をする、こういう結果になるのではないかと思ひます。そういう結果になるのではないかと思ひます。そのような審議の仕方をしていていいといふことは、私は国会議員の立場からいって非常にこれは疑問に思ひますし、そういうことがあつてはならぬと思ひますが、そういう印象をこらういふに与えてい

る責任は、私は今赤城さんの、あなたの答弁の中にあつたと思ひますが、その点についてあなたはどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員（赤城宗徳君） 左藤防衛庁長官がやめるといふことも、あるいは石原幹市郎君がその後任に内定してゐるということもありません。今はないものであります。しかれば、どうして新聞にそういうことが出てゐるのかといふことではあります。政府当局といふすか、私もどなたも申し上げては、そういうことが決定してゐる、後任も内定してゐるというようなことは申し上げたこともありませんし、またそういう事実もありません。一部党その他において、こゝういふ人が適任であらうかといふようなことが新聞の方で取り上げられたんだと思ひますけれども、決して内定してゐるというやうな事情でありません。私が今申し上げることが真実といふすか、ほんとうのことでございます。

○矢嶋三義君 委員長にお願いしたいのですが、当面非常に火急な防衛分担金の問題、それから主力戦闘機種、それに伴う防衛計画、現状でいくか、変更するかどうかという問題、さらにこれと関連ある安保条約の問題、さらにはこれらを所管する大臣の進退の問題と、非常に火急な問題が山積してゐるわけですが、官房長官にお伺ひして、やつぱり限度があるやうです。従つてこれを明確にするためには、やつぱり内閣の最高責任者の岸總理の御出席を願ひなければなりません。で、次回において、できるだけ早い機会において、岸總理に本委員会において出願つて明快にお答えいただくやうに

取り計らつていただきたい。今横川委員は官房長官にお伺ひしてしまつて、官房長官あつたことをお答えになつてゐますが、これは議員はもろろんのこと、國民のだれもがそれは名答弁だ、よくわかりましたといふやうな答弁じゃないと思ひます。結局はこれらの問題は總理にただす以外はないと思ひますので、さういふ一つ委員長において御努力いただきたい、お願いいたします。

○理事（千葉信君） 委員長としましては、今のいろいろの事態を究明しなければならぬといふ御趣旨に對しては、全く同感でございますけれども、その問題に關して首相の出席を要求する云々の部分のことについては、あらためて理事会等でお話し合ひを願ひたいと思ひます。

ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事（千葉信君） 速記を始めて。
○八木幸吉君 けさの一般職の期末手当の法案に關連する法制局の見解を伺つたのですが、時間の關係で、私それ以上聞きませんでした。幸い事務局の方がいらつしやるので、二、三分質疑をしたいと思ひますが、お許しを願ひたいと思ひます。

委員部の方に伺ひますが、国会の議席の指定があつた前に、委員会を開いて法案の審議をした、もしくはこれを決定をしたといふたやうな先例が、衆議院を通じてございますか。
○参事（土屋政三君） ただいまの八木先生のお尋ねでございますが、参議院におきます今までの例につきましては、ただいま私たちが調べました結果

第二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 前項の表に掲げる支給地域の区

分は、別表に掲げるところによる。
附則の次に次の別表を加える。
別表 石炭手当支給地域区分

甲 地	乙 地
鳳川市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 根室市 空知支庁管内 上川支庁管内 後志支庁管内 日高支庁管内 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内 網走支庁管内 宗谷支庁管内 留萌支庁管内	札幌市 小樽市 江別市 夕張市 岩見沢市 苫小牧市 美唄市 芦別市 赤平市 三笠市 千歳市

丙 地
滝川市 砂川市 歌志内市 石狩支庁管内 空知支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域 後志支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域 檜山支庁管内 瀬棚町、北檜山町、今金町、大成村及び奥尻村 胆振支庁管内 鶴川町、追分町、白老村、大滝村、穂別村、厚真村及び早来村 日高支庁管内のうち甲地に含まれる地域以外の地域 室蘭市 函館市 檜山支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域 渡島支庁管内 胆振支庁管内のうち乙地に含まれる地域以外の地域

備考 この表に掲げる名称は、昭和三十三年十二月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。

附 則

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

十二月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は十二月十日）